

過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会

(令和元年度第3回)

議事要旨 (案)

1 開催日時

令和元年10月9日(水) 午前10時00分から正午まで

2 開催場所

東京都港区三田二丁目1番8号

三田共用会議所 4階 第四特別会議室

3 出席者

(1) 委員(五十音順、敬称略)

伊藤 晃、伊藤 要、小笠原 雄二、小川 晶、佐藤 義信、清水 秀樹(石油連盟)、
清水 秀樹(売木村)、田所 淳一、沼尾 波子、平野 祐子、松井 晶範、三宅 淳巳、
森泉 直丈、吉井 博明

(2) オブザーバー(五十音順、敬称略)

赤松 徹也、梶 元伸、成瀬 輝男、渡辺 英樹

4 配付資料

資料3-1-1 長野県下伊那郡売木村における現地視察・意見交換会の報告

資料3-1-2 静岡県浜松市における意見交換会の報告

資料3-2 各要望に対する対応の方向性について

参考資料3-1 第2回検討会議事要旨

参考資料3-2 現地視察及び意見交換会の議事要旨(案)

参考資料3-3 長野県下伊那郡売木村における現地視察及び意見交換会資料一式

参考資料3-4 静岡県浜松市における意見交換会資料一式

参考資料3-5 無線式SSCのご提案

参考資料3-6 タンクローリーと可搬式給油設備を活用した仮貯蔵・仮取扱いに係る
活用事例(概要)

5 議事

(1) 議事1 現地視察及び意見交換会の報告

資料3-1-1及び3-1-2により、事務局から説明が行われた。質疑については以下のとおり。

【座長】実際に現地に行かれた委員の中で、補足、あるいは御質問や御意見があれば伺いたい。

【委員】視察していただいたとおり、売木村はコンパクトにまとまった小さな村であるが、住民の高齢化によりガソリンスタンドの必要性等については御理解いただけたと思っている。住民の意見でもガソリンスタンドは必要で、存続してほしいという強い希望もあるので、その点も御理解と御検討をいただければありがたい。

【座長】2つの事例を御紹介いただいたが、過疎のタイプがそれぞれ違う。ガソリンスタンドをどのように残していくかということについても、それぞれ違う対策が出てきているので、第1回目から議論になっているとおり、過疎の実情、多様性を踏まえて対策もいろいろ考えていかなければいけない。その中でも特に2つの事例が非常に典型的であるということで、現地視察を行ったということである。

(2) 議事2 各要望に対する対応の方向性について

資料3-2により事務局から、参考資料3-5により森泉委員から説明が行われた。質疑については以下のとおり。

【座長】前回までにいろいろな団体からいただいた要望を資料3-2において12項目に整理をした上で、さらに大きく3つ、1番についてはさらに2つに分けて、どのようにしてこの技術を進めていくか、新しい技術を含めた対策としてどのように進めていくかという議論であった。事務局に補足していただきたいのは、特に①番と②番について、第2回まで具体的な議論の中心ではなく、③番と④番を中心に議論してきたと思うが、①番と②番が過疎地域の燃料供給体制の維持にどのように資するのか補足説明していただきたい。

【事務局】事務局としては、過疎地域において、ガソリンスタンド事業者の方々、今既存で従来から事業を行っている方々が、より経営上の事業や業務、それから経営の効率化を図っていくことによって、引き続きその業務を継続して行っていくようなことが重要と考えており、まずは今の供給体制を維持するためには人手不足の問題であるとか、油だけではなく油外収入も増やしていく、そういった経営上の努力も今求められているという

認識であるので、①番、②番に関しては、今頑張っている事業者の方々がより今の事業を維持するために必要な方策として提案いただいているものであり、かつ、技術的なものとしては比較的容易に措置が可能ではないか、そういう観点から早急にできるところから始めていくという考えのもとに①番、②番として挙げさせていただいた。

【座長】 それでは、委員の方から御意見、あるいは御質問、御提案いただきたい。

【委員】 この検討会の趣旨には合わないかと思うが、国家的な問題として、日本列島は台風や地震等自然災害により、もう嫌というぐらい被害を受けている。千葉県は台風被害もそうである。国のエネルギー基本計画の中にも、災害時における最後のとりでは石油だということを言われているが、ここまで被害にあって、どうしていまだに過疎地対策を民間まかせにしているのか。この検討会には経済産業省の石油流通課の方も参加しており、売木村の村長さんも参加されている。もはや行政でSSをやるべきではないかと私は思う。民間ではもうやれないと、ギブアップしている。いわゆるコスト的な部分については、我々も今まで努力してきたが、安全面を考えれば、やはり地下タンクである。多少コストは上がるが、国の補助金を使えば何とかかなると思う。安全性をやはり考えなければならぬ。地上タンクを設置することにより、二次災害が出たら駄目だと私は思う。過去の災害では、広島県においても土石流があつて流されている。

コストについて、ランニングコストとしてはやはり人件費である。例えば、千葉県の台風被害を見てもわかるとおり、重要な施設に対する千葉県の対応が相当遅れてしまったと思う。震災時の最後の砦は石油なので、役場とか市役所とか、その敷地のところに地下タンクを埋設し、備蓄も兼ねたガソリンスタンドをつくるべきであると思う。経済産業省でも、補助金はあまりないのかもしれないが、過疎地にはそういう対応をしたほうがいいと思う。ランニングコストは人件費なので、職員の人を代用して、例えば、給油する日は週1、2回にして曜日を決めて給油すれば、人件費は職員でまかなえると思う。通常は曜日を決めて対応し、緊急時は全員で対応すればいいと思う。そうすると、コストはそんなにかけられないのではないかとと思う。延々と過疎地問題、過疎地問題と騒いでいる必要性はないのではないかと。どうして過疎地になってきているかというと、政府のガバナンスのもとで、市町村合併をし、その市町村の旧何々村にはガソリンスタンドがあるがこちらにはない、でも合併したから経済産業省とか総務省の中では、過疎地に認定されないというようなことになる。そのような中で我々が延々と対策をやってきて、ここまで自然災害の被害にあっても、国家が動かないというのは、もはやおかしいと思う。そのことに誰も気づかないで、ガソリンは民間だ、民間だと延々と言っている。

我々も商売としてやっているの、ありがたいことではあるが、ただ、国家、国民のことを考えたとき、もはや国が動かないと駄目なのではないか。コストで一番の問題はランニングコスト、人件費だけなので、役場とか村の職員の人が、お客さんが来たから、ちょっと目の前にあるガソリンスタンドに行ってきて給油する。今、SSCや監視カメラがあり、そういうものに対応できるように消防庁には対応していただいているので、相当できるのではと私は思う。今回の検討会というのは、もはや消防庁の技術のほうの検討会になっているわけで、私が今話している過疎地の問題はちょっと違うのではないかと考えている。

我々も資料3-2で提案している①から⑫までの12の提案についても、千葉県で台風15号の影響で、大雨が降ったり、強風で大きな被害があったが、例えば、燃料油というのはせっかく給油してあげたものに水が入っていたのでは、配送先でいざ使おうと思ったときにエンジントラブルが起きたりしてしまう。キャノピーの面積が敷地の3分の1の制限といっても、可燃性の蒸気というのは重いから下に下がっている、キャノピーが制限されればされるほど雨が落ちてくるというような、この点についても不可解であるが、これについては早急にやっていただけるようだとということである。

そのようなことで消防庁には相当努力してもらっている。これはもう国家のガバナンスの問題であり、そういうことで国が動いてきたので、今日は経済産業省の流通課の方も来ているので、もっと予算付けをして市町村には10分の10の補助でガソリンスタンドをつくっていただき、市町村の職員が曜日を決めてSSCで監視して運用する、それでいいのではないかとと思うので、今回提案させていただきたい。

【座長】財政支援の話もあり、技術的な話も出たので、事務局から意見いただきたい。

【事務局】委員がおっしゃるとおり、この検討会は消防庁側で事務局をやっているため、やはり主として消防法に関することが中心になる。であるがゆえに、今まで全石連さん、石連さんからいただいている要望も、どちらかというとハード面中心のテクニカルな部分の個別要望的なものが多かったということではあると思う。ただ、前回の検討会でも、結局、個別の合理化策というのが全体として過疎地のガソリンスタンド問題にどのような形でかかわってくるのかという全体像がわかりづらいという御指摘があった。先ほどの座長の御質問もそれに属する部分があるのではないかとと思う。

資料3-2の2ページ目で、上の囲い書きのところの2つ目の段落、なお書きのところで書いているのは、そういう問題意識が事務局にもあり、ベースとして我々がはっきり扱えるのは消防法マターの技術的な部分をどうするかということになるが、地域特

性に応じたあり方というの論じていかないと、パーツ、パーツだけ論じてもあり社会実装に結びつかない、適材適所に使われないという問題もあるかと思う。そういう地域に応じた処方箋、消防法的にいうと、そこが若干余計なお世話みたいな感じで、必ずこうあらねばならないということではないが、売木村の例のように、割とコンパクトにまとまっていて、まだ収益性があるということであれば、今のガソリンスタンドの更新にかかるイニシャルコストをなるべく抑えたい、そういうような方向性になったり、浜松市の天竜区のように集落が非常に点在していて、なかなか1カ所のガソリンスタンドを毎日営業するのが、人口減少や車が減っていく中ではあまり向かなくなっている場合には、巡回営業のようなスタイルが向くのではないかと、そういったことも視察を通じて見えてきている部分があるので、適性などに関しても引き続き御意見を賜りたい。

今、委員がおっしゃったのは、民ベースではもはや担うことが非常に難しくなってしまうようなケースに関してどうあるべきかということについての御意見であり、終局的なパターンであると思う。まずは今の民間ベースでどこまで、どういう措置を講じれば維持ができるのかというところが主にはなってくるかと思うが、終局的にはほかで手だてがないときにどうするかということでの御意見ということで整理をさせていただきたい。

また、事務局側が不得手であるということもあって、地域の運営組織や小さな拠点等、そういった中での組み込み方というのがあまり整理できていない。これから年度末の今年度版の報告に向けて、そういった中での個別のパーツ、パーツの組み込み方についてもいろいろ御助言を賜りながら整理したい。

【座長】ありがとうございました。財政支援について資源エネルギー庁さんから意見を伺いたい。

【オブザーバー】委員がおっしゃるとおり、行政の連携というか、行政の役割、これはとても重要で、当然、過疎地であったりとか、離島であったりとか、その分だけ、やはり行政の役割というのはほかの都市部のSSとはまた違うものがあるというふうには理解をしているし、我々もそのために毎年予算をしっかりと確保するべく財務省とも調整させていただいているところである。そこはしっかり頑張っていき、過疎地になると、地元の自治体の方との連携も特に重要になると思う。現在の予算事業の中でも、自治体の方が運営するSSについては補助率のかさ上げをしたりとか、そういった支援もさせていただいているし、今後そういった地域が増えていけば、さらにこういった処方箋が必要かということはいろいろな人としっかり議論をして進めていきたいというふうに思っている。

【座長】ありがとうございます。他に御意見があれば伺いたい。

【委員】先ほどのガソリンの計機のところのお話で質問があり、タブレットについて、制御卓というのは店舗の中であって、タブレットは電話機の子機のようなイメージでということであるが、例えばそれを使う方の認識、機能というのは、もちろん誰でも使えるというわけではなくて、従業員のみ使用できるのか。

【委員】御質問いただいたとおりであり、スマートフォンとかタブレットという表現を使うと、皆様が個人的にお使いいただいているスマートフォンにアプリケーションをダウンロードしてできるということではなくて、あくまで端末は、一般的にもう販売されている、安全上の基準を満たした端末を採用し、中に入っているソフト類は専用の機械になる。そういう意味では、その機械を使えば確かに誰でも操作はできてしまうが、誰かが入り込んで操作したり、インターネット上から入ってくるといったことはない。

先ほどのタブレットに関しては、例えば、悪意のあるお客様が従業員の目を盗んでタブレットを持ち出してしまったらどうなるのかなんていうところが正直あるかと思うが、こういったものは機器がＳＳの中でローカルに登録設定を行うことができることを考えており、端的に言うと、１番の機械がなくなってしまったら、１番の機械を使えなくしてしまうという登録をして、１番がもし返ってきたらまた登録し直すとか、そういったことで、当然ＳＳのスタッフ以外の方が操作することは考えておらず、もし万が一そういった悪意があった場合は、安全策を講じるということをメーカーとしては考えていかなければいけないと思っている。

【座長】関連して、例えばリスク分析のような、何か考えられるリスクというのはあるか。

【委員】正直なところ、まだ技術的に考えられるところと我々の知見の中で想定できるリスクを考えているところであり、今まさに御指摘いただいたとおり、こういったところは実際にお使いいただく事業主様とか石油連盟様とか消防庁様とか、関係する皆様からいろいろな御意見を頂戴して、ブラッシュアップしていく必要があると思っている。我々としても、今現状考えているものが全て100%正解とは思っていないので、皆様の専門的な御知見をメーカーとしていろいろお聞かせいただきたい。

【委員】タブレット等を使用することは技術的には可能であるという気はするが、過疎地域ということであると、セルフＳＳもないのかなと思いながら話を聞いていたのと、あと、ＳＳＣを持って外に出ているということは、ＳＳＣの制御卓に人がいないだけで、ＳＳＣを結局外で押しているのもので、人件費を１人省けるとか省けないという話になってくると、結局、現状と変わらないのではないかと感じた。

【委員】この無線SSCは、技術的にこういったことに活用できるということで、全ての用途において、今回の御検討の中の過疎地というところにフォーカスしたときに、どのような使い方をされるのがいいのかなというのは全てできているわけではないが、イメージとしては、当然無人化ではないので、給油の監視だけをされて、ある一定の場所にいる方がそれ以外のSSの業務に携わることができるというところはある。当然許可を出すときは監視しなければならないので、一回手をとめたりとかということはあると思うが、例えば敷地内で手洗いの洗車の業務をしているときに急にお客様が来たときには、洗車の手をとめて、安全を確認して許可を出す。制御卓に従業員1人が張りつけになり、洗車をする従業員もいる。現状では2人いるというのが、1人にできるとか、そういった使い方というのは、逆にユーザー、SSの皆様で御活用いただくという活用方法も、我々としてはいろいろ御意見をいただきながら検討しなければいけないのかなと思っている。

セルフスタンドが解禁になってから大分経つが、こういった機器を提案させていただく立場としては、今回の御紹介は技術的にはこういったことができるということと、かなり前からこういった技術はできないのかという御要望を事業主の皆様からいただいております、正直10年前ぐらいからこのようなものをつくって、メーカーとしては技術的にできることはお示ししたいと思った次第である。御指摘のとおり、どのような形でこれが過疎地において適用できるのか、逆に言うと過疎地でどのような運用をされたいのかというところに連携する一つのアイデア、技術として捉えていただければと思っている。

【委員】今の案件に関して、この検討会の切り口としては過疎地等となっているが、資料3-2のところの冒頭、①番、②番に、早急に社会実装化を進める項目とあり、私の感覚としては、過疎地域でというよりも、これは全般の話になってくるのではないかと。例えば、過疎地で先行したとしても、これは全国のセルフみんなやりたがると思うがどうか。

【座長】事務局に意見を伺いたい。

【事務局】今回、早急に社会実装化を進める項目については、過疎地域において限定的に運用するものではなくて、ガソリンスタンドそのものの基準として整備をするということになる。効果としては、当然、都市部、郊外のガソリンスタンドも含めてやることは可能であるが、今ここで議論している過疎地域におけるガソリンスタンド、燃料供給を維持していくとして、人手不足の問題であるとか、そもそも、例えば近くの地産のものをガソリンスタンドの中で売りたいとか、そういった事業の多角化も進めたいという声もあるので、そういった意味では、なかなか油を売るだけでは経営上成り立たないような、比較的過疎の地域での経営が、社会実装化を進めることによって、油外収入だとか、経

営がより効率化する、また、人手不足問題にも対応するという事で、今までもう少し先までと思っていたところが、さらにもう少し事業を継続していただくという事業者の努力が行われるものではないかということを期待しているというような考えである。

【委員】先ほど過疎地においてセルフはどうかという話もあったが、逆に言えば、セルフ式のような形で油外収入も得ながらやっていくような設備の設置も視野に入れ、一つのツールとしてという考え方もあるということではよろしいか。

【事務局】若干補足させていただくと、資料３－２で先ほど説明させていただいた２ページ目のところで、こういった形態が過疎地に適しているかというものは、まだ十分この検討会の中でも煮詰め切れていない。事務局側でも十分整理し切れていないので、過疎地域において、このパターン、この方策が一番適しているところまではまだ明確にお示しすることはできない状況である。ただし、技術的にはまず過疎地域にも資するであろうと思われる方策を技術的な対応可能性によって並べて、それについてメニューを増やしていく。そのメニューをどう選択するかは地域の実情によって適した形に選択をしていただいて、その中でしっかりと燃料供給の維持が図られていくということが、現状の我々の認識としては、今できるところである。できるところからまず進めましょうということを考えており、こういった資料の御説明になったというところである。

【座長】よろしいでしょうか。他に御意見があれば伺いたい。

【委員】早急に社会実装化を進める項目①と②というのが必ずしも過疎地に限ったものではないということはよくわかったが、この①と②に書かれているものを見ると、むしろ過疎地を前提としていない書きぶりだなという印象を持った。なぜかというと、例えば新・中古車販売とかレンタカー・カーシェア事業、宅配ボックス等、確かにこういうものはこれから小さな拠点のようなところでまとめていかなければならない。そのときの限られた人員でどこに人を配置するかということは大切なことだと思うが、例えば、野菜とか生鮮食料品みたいなものはむしろ無人販売でも特に危険はないわけで、むしろこういう危険物を販売するところにこそ人がきちんと配置されるべきである。そうすると、1か所で多様な業務を担う中でどこに人を配置するかというときに、ガソリンスタンドの人があまり張りついていなくてもという話よりも、やはりリスクの高いところにはきちんと人を張りつけて、そうではないところをIT化等によって無人化していくということで、安全で一体的に事業多角化が可能になるのではないかという印象を持っている。コンビニがガソリンスタンドをやりたいという場合には当然ガソリンスタンド無人化という話になると思うが、小さな拠点で、地域の住民の方々が限られた人員と資源を使っ

て事業を多角化しながら一体的にローカルな経済を回すための人の張りつけ方と、技術の導入の仕方と、安心・安全な仕組みというのを考えたときに、どこまで今の規制というものを緩和していく必要があるのかという観点から物事を整理する必要があるのではないかと思う。

その点でもう1つ気になっているのが、先ほど委員がおっしゃっていた、キャノピーが3分の1に小さくなってしまうと燃料と水が混ざってしまい危険ではないかという話があって、一定のことをやっていく上で地域の実情に合わせた形を考えると、例えば、地上タンクが考えられるとか、タンクローリーと接続するとか、そういったところの技術も含めて、いろいろな規制を緩和するということは考えられるが、そのことによって新たにどういうリスクが生じるのかというところがなかなか地域で暮らしている方々にはわからない。今までは本当に手厚い規制に守られて、ある種安全な環境の中で可能にしているので、例えばキャノピーがあるということでどういう安全を享受できているのかということに対して、一般の住民は無自覚なわけである。だから、そこは規制を緩和するということでどういうリスクが生じるのかということをやなかなか当事者意識として認識できない部分がある中で、そこを緩和したり、実態に合わせて地域の現場で検討するときにどういうリスクが生じるのかということとあわせて、規制緩和について地域の皆さんで議論できるような情報を提供したり、むしろきちんと整理していくことがとても大切なのではないかという印象を持った。

【座長】ありがとうございます。今の御意見は、事務局では技術的可能性というか、すぐに実現できるかどうかという時間軸を中心に分類をしているが、過疎地域のSS問題、燃料供給問題を解決する上でどの程度貢献するのかとか、別の評価軸があつてしかるべきであつて、リスク増もそういう評価の一環であるが、そういう評価をしてこれを書き込んでいかないと、ちゃんとした評価にならない、優先順位を見ることにならないんじゃないかという御意見である。事務局に伺いたい。

【事務局】非常に的確な御指摘であり、若干先ほどの説明の繰り返しになってしまうが、資料3-2の2ページ目のなお書きのところにあり、その点についてまだ我々のほうで整理が十分できていないというところである。実際、本来的な過疎地向けのモデルがどうあつて、その場合にどういう技術が適しているのか、技術的変更を加えたときに生じるリスクとその対策であつたり、そこでいろいろな業務に携わる方、あるいはお客さんとして来られる方との変更に伴うリスクに関するコミュニケーションであつたり、そういった点というのはまだまだ検討ができていないなど、今の御指摘を受けて感じたの

で、そういった点も努力してまいりたい。

若干補足すると、もともとエネルギー基本計画の中でも過疎地SS問題というのが取り上げられていて、関連規制の見直しということが政府決定として言われている中でスタートしているので、そういった意味では、結果として、過疎地の存続にも資する可能性があるものについて広く取り上げているというのが実態であり、あまり過疎地にフォーカスした形ではうまく整理ができていない。実際、売木村、浜松市へ視察に行った際、検討会で取り上げられている新技術について、非常に車の給油台数も限られている中でどこまでニーズがあるかということをごくばらんにお聞きした中では、現地の方は必ずしも資料にあるような新技術を必要としていない。むしろ郊外で、特に主要な道路沿いにあるガソリンスタンドのほうが、事務所とフィールド内を何回も出入りするとすごく手間であるとか、場合によって将来的にAI等を用いた監視についても、そういう地域のほうがむしろ必要ではないかということもある。ただ、総体として、ガソリンスタンドがなるべく維持しやすくなるように、結果として過疎地も含めて給油体制が維持されるようにしていくためにはどうするかということで、今、幅広に進めていることを御理解いただければと思う。一方では、今御指摘を受けたような点についても少し整理してまいりたい。

【座長】ほかの委員にも御意見を伺いたい。

【委員】資料3-2の4ページ目の③と④については、危険物保安上の安全対策を検討というのがあるが、おそらく現行の基準と比較して検討をされると思うが、その際には現行基準ありきではなくて、現行基準そのものの必要性についても検討していただきたい。というのも、日本の事業者の方々は、消防法はこうなっていますと言うと比較的よく守っていただけるが、最近になって、ラグビーとかオリンピックで海外の、日本の基準に合わない製品が外国から入ってきたときに、なぜ日本の基準がこうなっているのか説明を求められる場面が非常にある。そのときの説明責任は各消防本部にあるが、どうしてこうなっているのか説明が難しいものも結構あるので、この際そういった検討もお願いできればと思っている。

もう1点として、先ほどから議論になっている、資料3-2の4ページ目の①と②について、早急に社会実装化を進めるということであるが、売木村での視察の際に、少なくとも全体の議論の中で①と②が集中的に議論されてきてはいないのではないかと感じている。ただ、検討会はあと2回の予定なので、中間報告書も作っている余裕はないかもしれないが、今回の事務局の資料をもって委員から異論がなかったから実現可能とし

てしまうと、少し不透明な感じがするので、例えば、もう少し①と②は必要だということ
を別の資料として作っていただいて、それを書面審議等でもいいからこの検討会の中
で必要性も含めて了解を得たというものを残していただいたほうがいいのではないかと
後になってどうしてこれだけ先にやったのだろうというのがわかりにくくなるのではな
いかと思う。

【座長】委員の意見に対し、事務局としてどうか。

【事務局】御指摘いただいたことも含めて、事務局のほうで、その必要性であるとか具体的な
内容、基準として定める内容も含めて、委員の皆様にお諮りいただいて、意見をいただ
き、その上で必要な対応をしていきたい。

【委員】いろいろな話を聞いていて、何となく過疎地も含めてガソリンスタンド自体のあり
方が今後将来的に何か変わっていかなければならないのかなと感じており、資料3-2
の4ページの①と②について、例えば、①のフィールド内での給油許可ということに限
定しており、先ほどの話ではビーコンを使い、無線が届く一定の範囲でしか使用できな
いということであるが、考え方によっては、遠いところからでも遮断できるようなメリ
ットもあったりするのかなとも思う。過疎地でこれを活用しようとするならば、例えば、
お客さんが来たときに近くのお店から駆けつけてきて立ち会う場合に、監視カメラや呼
び出しブザー等と併用して、自宅にいてもスイッチが押せるとか、そういった活用方法
であったり、4ページの②の中古車販売、レンタカー等いろいろある中で、給油取扱所
の事業多角化という観点というよりも、何となくいろいろな事業形態を認めてしまって、
類型化できるのであればそれぞれに対してのガソリンスタンドにかかるべき安全対策と
いう基準を整備していったほうがいいのではないかと。建物の1階でしか物品を販売でき
ないということに関しても、2階で販売した場合、どういうガソリンスタンドのあり方、
安全対策が担保できればいいのかという、極端に言えば何でもありにして、それに対し
てのガソリンスタンドの基準というような考え方でもいいのかなと感じている。

【事務局】先ほど委員から意見があった、基準を変更したときの新たに発生するリスクとか、
もともとなぜそういう基準になっているのかということの説明と関連していると思うが、
例えば、販売業務にもう少し柔軟性を持たせるという点についても、この資料ではあま
り詳しく書いていないが、どちらかという、今、委員がおっしゃったような形で考え
たいと思っている。

これも、基準が昔からの経緯のままいうところもあって、どのようなコンセプトとか
要求性能にのっとって基準ができているかというのが文書化されたものが必ずしもない

ところがあり、もともと危険物を許可行政にしている理念としては、非常に火災危険性の高い物品を一定量以上多量に集積していると、そのことに関する社会、公共の危険性を排除するということで、一回禁止にして、一定の技術的条件に合う場所で行うということについて、禁止を解除しているという法制上のたてつけがある。であるがゆえに、全体的にもともと専用の施設で従業者以外の人がむやみに立ち入らないといったソフト基準もある。理念的に言うと、専用の従業者がコントロールしている施設というところからスタートしているが、ガソリンスタンドに関していうと、そもそもお客様が普通に車で乗りつけて給油するという意味で、少し異質な施設ではある。

そうした中で、セルフスタンドが認められたり、給油業務以外のその他業務についても少しずつ業務の範囲等が部分的に基準を変えて緩和してきたところがあるが、それでもこれまでは給油業務が主であって、それに付随する業務という形にしている。ただ、先ほどの委員の意見にも含まれているように思うが、給油が主とかほかの業務が主というよりは、その場所を使っているいろいろな業務を採算の合う形でやりたいというニーズが事業者側からは高い。その場合に、ガソリンなりを使うに当たっての安全要求の部分を明確にして、それ以外の部分はある意味、自由度を高めていく。そういう方向に向かってほしいというニーズなのかなと考えている。そういった意味での考え方の転換みたいな部分も必要な時期に来ているのかもしれないなと感じている。

あと、地下タンクから地上タンクの部分も、基準上、ほかの危険物施設との全体的なバランスの中で、地下タンクが持っている意味などがあまり明文化されていない。ただ、やはり地下にあることで地上部分への大量流出やそれに伴っての爆発的な火災は基本的には起こる可能性は低く、保安距離がなくて防火塀を設置することといったような基準にはなっているが、そのあたりも実はあまり明文化されたものがなくて、いろいろな基準を今後書きかえていく必要があると思っている。また、③と④についても、恒久的に使用できるようにするには、今私が口頭で申し上げたような点についても少し紐解いて整理をしていく必要があると思っている。

【座長】ありがとうございます。少し話の整理をすると、問題になっているのは、過疎地域の燃料供給に限った問題と、それからもう1つは、規制全般が時代に合わなくなってきたのではないかとということであり、そういう意味で説明責任も含めていろいろ検討したほうがいいということである。この2つがあって、後者の時代に合わなくなってきたというところまで議論し出すと、多分この場ではまとまらないので、できるだけ過疎地域に限定した問題としたいが、過疎地域の問題に限定したとしても、どうして過疎

地域だけに認めるのかという根拠がなくなってしまうものもある。そうすると、かなり大きな問題になってしまう。そのときの優先順位をどうするかということを決めていかなければいけなくて、できれば過疎地域に直接的に役に立って、過疎地域以外のところはなかなか難しいだろうなということを中心に議論したほうがここではまとまるのではないと思う。ただ、そうはいっても、いろいろな団体さんからも要望が出ており、要望自体はそのとおりでなと思うものもたくさんある。そういう意味で詳しく検討するもの、かなり細かくリスクの面も含めて検討するものを、頭出しして仕分けをしながら検討しないと、あと2回でまとまらなくなってしまうので、そういう観点も含めて委員の皆さんから御意見をいただきたい。

【委員】資料3-2の①から⑫については、我々がやりたいことである。SSを運営しているものとしては、結論から言うと、皆さんからいろいろなことを言われても、私たちがやれることとやれないことがある。わかりやすく言うと、①から⑫までは我々が提案していると思ってもらっていいと思う。委員の御指摘におそらく事務局も苦勞されたと思うが、我々はSSの販売業者として、このことが必要であるということをSS経営革新部会において消防庁さんともたくさん検討している。

今回の項目に至った経緯について、資料に羅列されているレンタカーやカーシェアなどは、要するにSSの経営がうまくいかないで廃業していくことを防止するためにということで、日本全国47都道府県から調査した結果である。サンプル数は79件とっていて、そのうち過疎県からは2件ほどあり、日本全国から集めた膨大なデータからピックアップしたものをここに出させてもらっている。組合の現状として、ワンディーラー、ワンSSしか持っていない組合員が全体の7割もいる。要するに、我々の組合自体がもう過疎化されているような感じになっており、このような状況から集めた意見をピックアップしたものを資料の項目としていただいている。事務局として答えづらい部分もあったと思うので、フォローさせていただきたい。

京都アニメーション事件があるまでは、SSから一切大きな事故や事件も起きていないし、安全基準も満たしている。委員がおっしゃられた、無人化でいいのかということについては、もう既にアメリカや中国において無人化もされてきている中で、その事故事例も特段聞いていない。ただ、我々も京都アニメーション事件のようなものが起きては駄目だということで、SSのフィールド内できちっと給油や目視ができるようにといった安全を重視した上で言っている。

先ほども発言させてもらったが、要はどうして売木村のように過疎化が起きていくの

かという、日本国家の都市計画法にあると考えている。新しく都市計画法で準住居という、新たな用途地域を国のほうでやっていて、そこには人口1万人の開発をしろ、1万人住んだところに小学校を用意しろというようなことである。そうすると、そこにはいずれコンビニができる。だから、国家の都市計画法に基づいていくと、過疎地は延々と過疎地になっていく。小学校もないから、SSもできない、コンビニもできない。だから、私は国家のガバナンスの問題だと言っている。どうして過疎地なのかと言っても、国がそのように都市計画法で定めている限りは、延々と過疎地は過疎地である。今ある過疎地がこれから都市化していくということはあり得ないのではないか。

【座長】 まだ御発言いただいていない委員にも御意見を伺いたい。

【委員】 先般、浜松には行けなかったが、売木村に伺い、現場を拝見することで、いろいろな議論のリアリティーを感じることができた。

大きな話の流れでいうと、エネルギー問題をどうするかということになるわけで、その後、技術と政策の好循環を生んでいくということが必要であると思うが、とにかくそれにおいては社会情勢の変化にきちんと対応するということになっていると思う。今回の検討会は安全対策のあり方に関するとなっているので、安全対策ということを考えて、ハード面での話とソフト面と少し切り分けて考えなければいけない。きょうの資料でも安全対策ということと運用に関する話というのが切り分けられていると思うが、一方、リスク云々という話になったときに、技術面の話に関してはリスク分析、あるいはリスクのアセスメントというところまでは可能であるが、しかしながら、その先にあるリスクマネジメントとか、あるいは災害発生時のクライシスマネジメントが法律でどう扱われているかというのはなかなか難しいところだと思う。技術的な基準や法整備とか技術基準のようなものは、リスク評価の結果に基づいて検討することは可能ではあるが、その先にある組織の意思決定を行っていくときに、リスクマネジメントというのはリスク評価の結果をそのまま適用するわけにはいかなくて、もっといろいろなことを考えなければいけないということになる。

今回の場合は、少なくとも過疎地域における燃料供給体制の維持に向けた安全対策ということになるので、先ほど座長からお話があったように、まずは過疎地域でできることを探し出して、それに対して安全対策、あるいは安全要求をきちんと整理する。そしてその先に全国に波及することが可能であればという、そこら辺にフォーカスを絞らないと発散をしてしまうと思っているが、やはり今回の過疎地域をとということになると、法の考え方で、先ほど室長からもお話があったように、公共安全というものをうたって

いるので、例えば、都市部と過疎地域では公共安全の考え方自体も違っている。そうすると、出てくるマネジメントのあり方も変わってきて当然であろうということで、1つ切り分けをしないといけないかなと思っている。その上で、エリアのマネジメントも含めての話になるが、境界条件、バウンダリーが変わってきているので、それを意識した整理ということで、まずは過疎地域の地域特性からまとめていくべきだろうと思う。

一方、安全対策といった場合に、基本的にはコストのことは考えない。安全対策に関するリスク評価の結果というのはコスト面のことは考えないのが基本であるが、その先にあるリスクマネジメントとしてどういうふうに運用するかとなった場合には、これは当然コストであるとかを必ず考えなければいけない話になってくる。そこで法的にはリスク評価の結果を1つ適用するが、その先にある実際の運用に関することではコスト面を考えざるを得ないので、そこでマネジメントをどういうふうにするかとなるが、そこら辺が多分、今もう少し大きな話で、法律の考え方とか枠組みの中にリスク概念がどう取り込まれているのかというのが、消防法だけではない、いろいろな法体系の中で議論されているところだと思う。

そこに踏み込むことは時間が全然足りないので、まずは、先ほど12項目整理していただいた中で、少なくとも技術的な要件で対応できること、その技術的な要件というのは公共安全ですから、火災が発生したときの、例えば、輻射熱であるとか、保安距離であるとか、避難のための空地であるとか、そういうところが担保されているかどうかということである。あるいは、漏えいに至る前に、安全要件として、例えばタンク自体が二重殻になっていることで非常に安全性が高まって、リスク要件としても非常にリスクの低減が図られているということであれば、先へ進めることができるのではないかとということで、1つ1つ、12項目の中で何が議論になっているかということである。ここは技術的な担保ができていて、あるいはここは既にほかの法律でもう担保されているということクリアしていったら、議論すべきものを少し整理した上で大きな方向性を出して、そして進められるところから進めるというのが、今回の限られた時間の中でのまとめになるかと思う。

技術的な側面についてはある程度進められると思うが、その先にある社会的な側面やこの結果をどのように波及するのかということは、かなり大きな考え方としての整理をしないといけないし、おそらく今回の報告というのが今後の消防法や法体系、いろいろな法律に向けての考え方の変更や見直しに資するようなもの、あるいは前例になることや、そのような位置付けにもなるのではないかと感じているので、まずは技術的な側

面から整理していく。そしてその先は、具体性はあまり出ないかもしれないが、方向性は示していくというのが今年度のまとめかなと感じている。

【委員】私は、進め方としては3-2の資料でまとめていただいたのでよいのではないと思う。ただ、現地視察の資料を見ていて、ITに対する期待があまりないのでちょっと寂しく思ったのと、過疎SSを救うという観点では、すごく効果的なものと、あればベターなものとの重要度の違いはあると思う。視察だけで判断してはいけないのかもしれないが、例えば、ここでいうと③番、④番が何となくメインストリートに思えて、他のものも当然重要であると思うが、おそらく③番と④番を多くやっていかないと、現地視察の結果だけで見ると、なかなか難しいのかなと感じた。今後は論点整理をしていくことになるかと思うが、1つの視点としては、社会実装をなるべく早めるためにはどうしたらいいか、そういう観点も含めてもう少し議論できたらいいのではないかなと思う。

【委員】私も売木村を視察させていただき、自分自身が想像していたのと実態がかなり違うと感じた。

私も資料3-2の4ページ目の、早急に社会実装化を進める項目という部分の①と②については、確かに売木村や過疎地域全てがこれでできるというわけではないというのは重々承知している。しかし、危険物行政はかなり厳しい規制にある中で、今進めていける部分が①と②なのかなと思う。これをやることによって、広くいろいろな部分で助かったというような事業主や地域があったりするのではないかなと思うので、私としては、この部分で少なくとも第一歩として進めていっていただけるとありがたいと思う。

それからもう1点が、先ほど委員の意見としてあった、市町村や役場でガソリンスタンドを運用するという話については、私も大賛成である。大規模消防本部の場合は、消防本部や各消防署にガソリンスタンドがあるので、災害があっても一定期間は消防車に燃料供給できるし、災害対応もできる。しかし、実態として、地方の消防本部ではガソリンスタンドがない。先日、茨城の消防本部へ行ったときに、先月の台風災害での対応について聞いたところ、災害時はガソリンスタンドの協会の皆さんと協定を結んでいるので、燃料を優先的に入れてもらったが、優先的に入れてもらったことにより、周りの一般市民から非常に非難されたというような話もあった。大規模災害が続いている中で、消防本部として出動できる体制が整備されているのかというと、厳しい実態もある。これは私の昔からの念願でもあるが、消防署にはガソリンスタンドや一般取扱所ぐらいいは、必要であると思う。担当は違うと思うが、消防庁さんからもお願いをしていただき、国のほうからも補助金を出していただき、ガソリンスタンドを設置する。緊急時もしくは

売木村のような、本当にガソリンスタンドを経営すること自体が困難、人手がないというところには、そのような形で消防署がガソリンスタンドを運営できるような規制緩和をしていければ、過疎地域での燃料の供給もできるのではないかと思います。

消防署がないところについては、最終的にはエリアで考えて、地域のガソリンスタンドの皆さんの営業に支障のない範囲で市町村がやるというような案でいいのではないのかと思う。実際、消防本部のない、もしくは消防本部の消防力が弱いところは、消防団員に頑張ってもらっている。その消防団員も、実際、消防車両だけ軽油を使っている実態がある。軽油の供給が厳しくなってくると、とどのつまりでいくと、災害対応もままならなくなってしまうというのが将来的には発生すると思うので、夢物語かもしれないが、少なくとも消防本部には災害対応も考慮した一般取扱所ぐらいは設置してほしいと思う。

【委員】これまで2回の検討会、そして今回が3回目、現地視察も行った中で、おそらく皆さんと同じ思いではあると思うが、どういうふうにまとめていくのか、それこそ座長は本当に困っていると思う。これはあくまでも個人的な見解であるが、先ほどの委員の意見と同じように、現状として、厳しい消防法の中で、実現できそうだなと思うのは確かにこのぐらいなのかなと思う。

今までの検討会において、非常に厳しい状況で消防庁が考えてきたことが①番と2番だとするならば、省令で本年度にも対応できるレベルだという話もあったが、過疎地域にと言われると非常に微妙なところではあるが、要は会議をやっている限りは当然何かしら実績を残さなければいけないので、皆さんの意見を聞いた中で出てきたものとするならば、この①番、②番というのは、私見もあるが、唯一これなら認められる可能性があるのではないかと思います。特に③番、④番、ここが消防側としては非常に厳しいところであり、認められるかどうかということを今の段階では簡単に言えないレベルであるので、この辺は特に慎重に検討をしていく必要がある。事前に全国の700以上の消防本部に声をかけたとしても、できるのかといたら、意外と厳しい意見が出てくると思う。ここら辺はちょっと難しいなと思いながら、少なくともこういったものが出てきて、課題を解決することによって実現できるということはいいのかなと思う。①番、②番について、皆さん意見はあるとは思いますが、今できることはここまでかなと感じている。

【座長】座長として難しいところではあるが、議論は資料にある12項目にまとめた、これは全石連として提案されたことがかなり入っているということだが、これについて検討そのものに異議があるということではなく、いろいろと慎重に検討するところでもある。事

事務局側は、①と②については今年度中に進めたいということなので、進めていくこと自体には異議がないことをこの場で確認したいとのことである。よって、このことについて皆さんに確認したいが、何か御意見があれば伺いたい。

【各委員】（意見なし）

【座長】意見はないということなので、事務局の提案の①番、②番については、今年度中に省令改正等も含めてあるけれども、進めていくということについては、一応中間的な了承は得たということでまとめさせていただきたい。

それから、③番と④番については、モデル事業の中で資源エネルギー庁さんとの連携を図りながら、いろいろ議論があるところで、委員からも先ほど意見があったが、どういう地上タンクなのか、どの程度の実験をして、どういう実績があるのかとか、さまざまなことを検討しないと、なかなか認めていくことはできないところもあり、これは相当厳しい評価をしていかなければいけないということだろうと思う。ただ、モデル事業として関係機関と連携をして進めていくということも今年度中にある程度進めなければいけないということである。

【事務局】昨年度から今年度、資源エネルギー庁の事業で実施しているものを見ながら、事務局として消防法の観点から問題ないかというような点について検証を行う形で考えており、必ずしも今年度中に、基準の見直しまで行うことは考えていない。むしろ来年度の概算要求の中で、こういうテクニカルな部分について引き続き検討するための費用も要求している状況であるので、ある程度の進捗が見られればよいという考えである。

あと、先ほど委員からいろいろ御指摘いただいている中で、技術的な検討の各論ベースについては、非常に多数の項目を扱っているこの検討会において、全て個別にやり切るのは無理だと考えており、資源エネルギー庁のモデル事業や事務局として個別の検討をしながら、結論がある程度見えてきた部分に関して逐次ご報告をさせていただく方向で考えている。

【座長】ありがとうございました。③④については、事務局が示した方向で進めていくということであるが、これについても御意見があれば伺いたい。

【委員】冒頭に委員がおっしゃっていたが、②のほうの業務形態の部分、この部分については、少なくとも過疎地域の業務形態をいくつか入れないと、本検討会の趣旨から外れてしまうので、ぜひ対応をお願いしたい。

【座長】今の御意見も含めて、過疎地域の燃料供給体制の維持に資するということとの接点を明らかにした上で、①、②、③などの優先順位も考慮しつつも、③と④は過疎地域に

において、かなり切実な問題であることが現場に行って感じたので、次回以降、しっかり検討していかなければいけない。この項目が優先的に出てくればいいが、あまり検討していない①と②が先に出てきたので、委員の皆さんも不思議に思ったところがあると思う。過疎地域の燃料供給体制の維持に資するというものの優先順位を考慮していただき、分け方は後でもいいが、技術的にすぐにできるもの、それからもう少し検討しなければいけないものを、委員がおっしゃったようないろいろな観点から評価をしていき、もうちょっと具体的な中身も含めて次回以降の資料をつくっていただくことが必要と思うが、事務局としてどうか。

【事務局】御指摘いただいたように、過疎地域に資するものなのかという考え方も整理したものを次回提示させていただきたい。また、①と②について、具体的な基準の内容なども作業を進める中で、先ほど委員からも意見があったように、もし時間的に急ぐような状況になるものであれば、書面会議のようなもので、委員の皆様はこの部分だけ少し考え方を整理したものを見ていただいて、御意見をいただくような形も考えたいと思うので、その辺も含めて、次回、③以降も含めてしっかりと整理していきたい。

以上